

# 大東民報

議会版

日本共産党  
大東市議会議員団  
大東市谷川1丁目1-1  
TEL 072-871-5588



市会議員  
まさひろ  
まさひろ



市会議員  
つとむ  
つとむ



市会議員  
かつこ  
よしまし

## 法律相談

○ 10月2日(水)  
夜 7時  
○ 市民会館  
※予約制です  
TEL 871-5588 まで

## 「平野屋新田会所保存に関する研修会」を開催

大東市議会は、9月10日(月)午後1時〜午後2時半(大東市議会議場にて)平野屋新田会所の保存に向けて、歴史的・文化的価値の認識を深めるため、全議員研修会を開催し、区長はじめ地元関係者などが傍聴されました。



議場には、平野屋新田会所を考える会・代表の佐久間貴士氏、大東市長の岡本日出士氏、教育委員長の田中美穂氏他教育委員が揃って出席しました。  
伊藤正義氏は今年3月まで文化庁記念物課主任文化財調査官(現・鶴見大学文学部文化財学教授)をしてられました。

伊藤氏は講演で1598年の史跡指定のうち農業関係は鴻池新田会所など3件のみであること。古ければ古いほどいいと思っている傾向があるが、農業用水・堤防なども壊れて指定の対象になりにくい。鴻池新田会所や平野屋新田会所はいろんな荒波を乗り越えながら残っている。大坂の中で、大東市・東大阪市が地域の中でいかに大切だったのか。大和川付け替えで今の景観が出来てきた。東大阪や大東

市の平坦な地形、豊かな農村が大坂の周辺に必要なた。……  
史跡指定をすればどうなるのか  
・整備事業の計画、運営計画について、1・2年かけて市民参加で決めていく

### 記念物とは以下の文化財の総称である

<文化庁ホームページより抜粋>

- 1 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- 2 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
- 3 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定している。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされている。規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされているが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮している。また、史跡等の活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っている。

《担当課：記念物課》

・かつては指定をされれば触ってはいけないという傾向が強かったが、現在は建物のついでに史跡は生き続けている。使っている史跡は生き上がる。どういふ公開・使用がいいのか。どんどん市民に使ってもらえるようにする。

市民参加の文化施設に人が集まりまちが元気になる  
平野屋新田会所は、日本の歴史を知る上でかけがえのない遺跡として国指定史跡の価値を有している。一ミリたりとも後退しないで次の世代に手渡していただきたい。

小田原市では市民参加で景観条例を作り、市民の意識が変わった。  
買収交渉について  
すべて公表して市民に説明が出来るようにする。どうしても開発に強行すれば、仮処分申請も出来る。

# 「いきいき委員会」

9月7日、Aグループ(市民生活部・健康福祉部・子ども未来部・農業委員会)、Bグループ(人権推進部・教育委員会)に付託された案件の審議が行われました。

同委員会では、従来の同和行政の下で生業用としていた駐車場の使用料の変更と減免規定の文言の整理が行われました。

使用料の減免には「従来の生業用は該当しないのか」に対して「考えておりません」と答弁。

来年4月から一般公募をすると答弁がありました。

使用料は、

- 軽自動車・・・20000円が60000円
- 普通自動車・・・30000円が80000円
- 大型自動車・・・50000円が140000円

に変更されました。

## 大東市子ども基本条例(案)

### Ⅱ 提案経過 Ⅱ

昨年2月、少子化問題特別委員会・正副委員長は福祉保健部、人権推進部、生涯学習部職員を交えて「子ども条例」制定にあたっての検討会議を開始しました。数回の検討会議のなかで、子ども権利条約の精神を柱にすることや子どもの意見を聞くことが確認されました。子ども会議、パブリックコメントが行われ上程。

### < 前文 >

子どもは社会の宝です。子どもはあらゆる可能性を持ち、そのエネルギーは限りないものがあります。

子どもは、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持ち、夢に向かって大きくはばたいていこうとする存在です。

このような子どもをすべての大人は、この上ない愛情を持って守り育て、社会のルールに反したときには正しい方向に導かなければなりません。そして、子どもに生きることの素晴らしさや、平和な社会を守り発展させていくことの大切さを伝えていかなければなりません。

この条例を策定するに当たって、子どもたちの声を聴きました。

子どもたちは、「社会のルールを守らなければならない。」と言いました。

子どもたちは、「いじめは間違ったことである。」と言いました。

子どもたちは、「みんなが幸せになれる大東市にしてほしい。」と言いました

大東市は、子どもたちから聴いた声を受け止め、すべての子どもを心豊かで、笑顔の耐えない元気な「大東っ子」に育てることを目標にその実現に全力を尽くします。そして、すべての人が子どもの誕生や成長を喜び、ともに支えあう社会を築くことを宣言して、この条例を定めます。

子ども基本条例制定にあたり、「子どもの権利条約」に基づいて行われ、子どもを中心に据えた子育てのまちづくりや子育て・子育て支援が進むことが求められます。すべての子どもの発達保障についてどうすればいいのか。何が必要なのか。「子ども観」についての議論が今後活発に行われることが重要となります。そのきっかけを本条例が今後果たしていくことを心から願います。第5条の(子ども)の役割)のところでの文章表現について指摘をして賛成しました。

## 寝屋川北部と南部の「広域下水道組合議会」の解散問題

### 「まちづくり委員会」 9月11日

同委員会では最大の論議となったのは、寝屋川北部と南部の「広域下水道組合議会」の解散問題。

街づくり部の説明では、一部事務組合方式をとっているのは大阪全域と北海道の一部くらいであり、下水道の進捗もとて維持管理が中心となってきた状況下、府で一元管理の方が効率的であるとの理由です。

関係市で構成する一部事務組合から府の一元的管理に移行すれば、大東市の場合、平成20年から24年の五年間で「北部」で1億6千9百万円、「南部」で4千万円の経費節減になるとの説明ですが、それは大阪府の側から見てのこと、大東市がプロパー職員を一人引き取るので人件費の節減額8千5百万円は半分に圧縮されます。

しかも将来、下水処理施設が老朽化すれば処理を依頼している関係市に負担が求められてくる可能性が大であり、単に節減だけの話には終わりません。

また議会のチエックがどう働くかも問われますが、一元化によって一部事務組合の議会も解散となるため、舞台は府議会に移ります。

このほか契約案件では、下水道工事と深野北御供田線の道路工事契約の二件、条例改正では郵便局民営化に伴う固定資産税の課税の経過措置のための市税条例の改正、一般会計補正予算などが審議され、日本共産党は質問しつつ、意見を述べて賛成しました。